

令和元年 8 月 2 日

湘南鎌倉総合病院御中

鎌倉市医師会会長 山口 泰  
病院診療所担当理事 峰野 元明

「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の  
情報を取りまとめたリストについて（情報提供）

標記の件につきまして、神奈川県医師会より通知がございましたので、お知らせいたします。

神奈川県医師会  
会長 菊岡 正和  
(公印省略)

「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の情報を  
取りまとめたリストについて（情報提供）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より本会活動にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

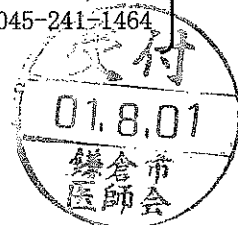
さて、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出状況については、令和元年7月1日付け（元神医第491号）文書にて、お知らせしているところですが、この度、県健康医療局保健医療部医療課長より別添のとおり、標記リストが厚生労働省のホームページ（別添1）にて公表された旨、情報提供がございました。

公表された標記リストには、「拠点的な医療機関」とそれ以外の医療機関（訪日外国人旅行者受入れ医療機関（観光庁リスト））が都道府県別に掲載されております。

また、県のホームページ（別添2）からも、厚生労働省のホームページにアクセスできるようにされているとのことです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知頂くとともに、会員への周知について、ご高配のほどお願い申し上げます。

事務担当：地域保健課 代  
〒231-0037  
横浜市中区富士見町3-1  
TEL：045-241-7000 FAX：045-241-1464



医第 1594 号  
令和元年 7 月 23 日

公益社団法人神奈川県医師会会長 殿

神奈川県健康医療局保健医療部医療課長  
(公 印 省 略)

「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の情報を取りまとめたリスト  
について (情報提供)

本県の保健衛生行政の推進について、日ごろから多大なる御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和元年 6 月 7 日 (金) を締め切り期限としていた今年度第 1 回目の「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」(以下「拠点医療機関」という。)の選出(募集)について、厚生労働省のホームページ(別添 1)にて公表されましたのでお知らせします。なお、公表された医療機関のリストには、「拠点医療機関とそれ以外の医療機関(訪日外国人旅行者受入れ医療機関(観光庁リスト))が都道府県別に掲載されています。

また、県のホームページ(別添 2)にて、厚生労働省のホームページにアクセスできるようにしていますので、併せてお知らせします。

つきましては、貴会におかれましては、お手数ですが、標記について貴会員医療機関あて周知していただきますようお願いいたします。

【県ホームページ】

[http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/kanagawa\\_gaikokujinkanjya.html](http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/kanagawa_gaikokujinkanjya.html)

問合せ先

医療整備グループ 秋好・齋藤

電話 045-210-1111 内線 4875

# 「外国人患者を受け入れる医療機関の情報 を取りまとめたリスト」について

令和元年7月17日

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室  
観光庁 参事官（外客受入担当）付 外客安全対策室

我が国全体で観光立国が推進される中、各都道府県においても訪日外国人旅行者の増加を捉えた地域の活性化に向けてそれぞれ取組が進められています。

そのような中、政府においては、「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」を取りまとめ、日本を訪れる旅行者に医療が必要となる場合に備え、安心・安全に医療を受けられる環境の整備に取り組んでいます。

また、同時に、増加する在留外国人についても、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が取りまとめられ、全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制の整備を進めているところです。

こうした状況を背景に、患者の利便性を高め、医療機関等及び行政のサービス向上を図ることを目的として、厚生労働省と観光庁が連携して一元化した「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト（以下、医療機関リスト）」を作成したため、公表いたします。なお、訪日外国人向けには医療機関リストを元に多言語化（英・繁・簡・韓）を行い、日本政府観光局（JNTO）ホームページにて公開予定となっております。

[医療機関リストの解説\[Word形式：46KB\]](#)

[医療機関リストの概略図\[PDF形式：660KB\]](#)

[医療機関リストの一覧表\[Excel形式：465KB\]](#)

## お問い合わせ先

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室

担当者（内線：4115、4116、4108）

（代表）03-5253-1111



PDFファイルを見るためには、[Adobe Reader](#)というソフトが必要です。[Adobe Reader](#)は無料で配布されていますので、[こちらからダウンロードしてください。](#)

「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト（以下、医療機関リスト）」  
について

○ 当該医療機関リストは、患者や医療機関等の利便性や行政サービス向上のために、外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめ、外国人患者が安心して受診できる体制を整備することを目的としています。

○ 外国人患者の受入に関しては従来様々なリストがあり、①外国人受入の姿勢に差がある、②一元化されておらずわかりづらい、などが指摘されておりました。

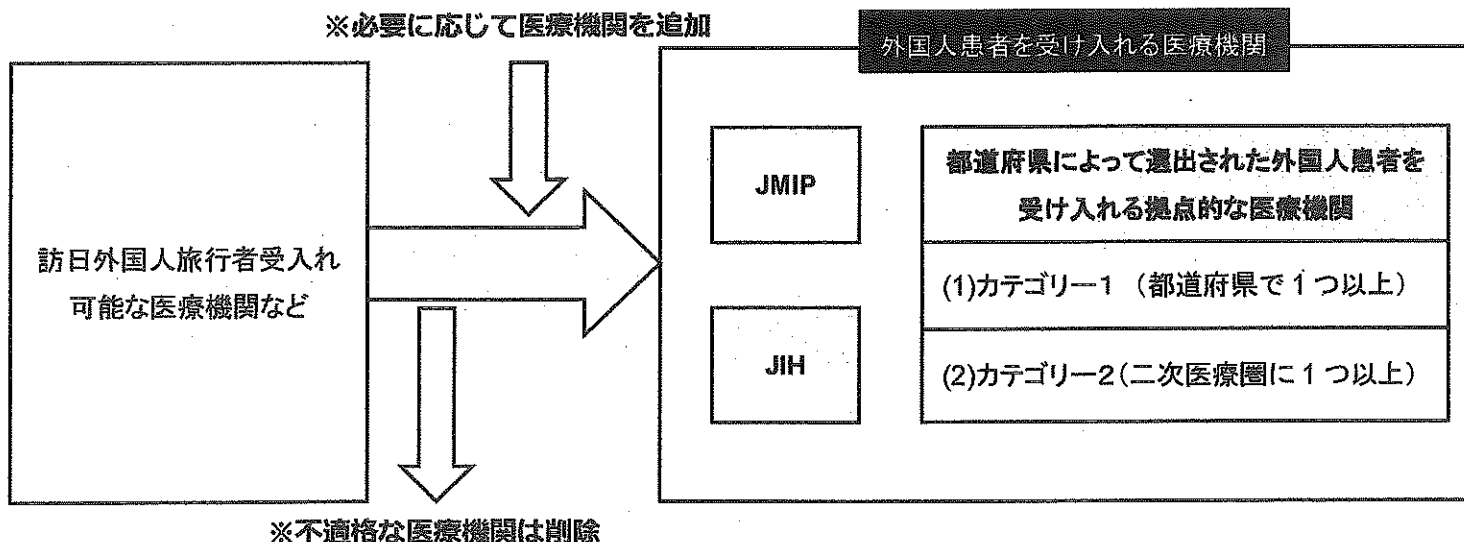
そのため、①各都道府県が各医療機関の受入に係る適格性について審査を行い、②厚生労働省と観光庁が共同で作成したものが、今回ご協力いただいた一元化された「医療機関リスト」となります。今後「訪日外国人旅行者受入れ可能な医療機関リスト（以下、観光庁リスト）」の更新は行わず「医療機関リスト」の更新を行っていく予定です。

○ 今回の「医療機関リスト」に掲載される医療機関は、前提として外国人患者への診療に協力する意志がある医療機関です（従来の観光庁リストに掲載されていたもの）。その上で、都道府県によって選出された外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関やJMIP等の分類の記載も行われます。

外国人患者への診療に協力する意志がある医療機関であっても、適格性がないと判断された医療機関は、当該医療機関の合意をとった上で「医療機関リスト」から削除しています。

（※今後も、都道府県によって医療機関の適格性が審査され、その結果を反映して「医療機関リスト」を更新していきます）

<概念図>



○ また、従来の枠組みに加え、今回新たに「都道府県によって選出された外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を選出しています。これらは、地域の医療体制を考慮し都道府県によって選出された医療機関となります。(1) 入院を要する救急患者に対応可能(2) 外国人患者を受入可能な医療機関という二つの観点から選出しております。医療機関リスト上では、以下のように記載を行っています。

■ 都道府県によって選出された外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関

カテゴリー1：入院を要する救急患者に対応可能な医療機関

カテゴリー2：診療所・歯科診療所も含む外国人患者を受入可能な医療機関

< 今回の「医療機関リスト」への掲載対象/非対象 整理表 >

各医療機関	リスト掲載の要件	リスト掲載への 適格性の有無※	外国人患者への 診療に協力する 意志	都道府県が地域の医療 体制を考慮し拠点とし て選出	
都道府県によって選出された外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関		有	有	選出有り	医療機関リスト 掲載の対象
観光庁リストにあるが都道府県から選出されなかった医療機関		有	有	選出無し	
観光庁リストから削除された医療機関		無	— (削除の合意有)	選出無し	→ 非対象

※今後「医療機関リスト」を更新する際は、適格性の有無を第一条件とする予定。

○ 今回厚生労働省のホームページで公表されるのは、5月末の第一回提出締切りまでに都道府県から提出されたリストをとりまとめたものです(JNTOのHPには追って掲載されます)。9月末の第二回提出締切りに回答予定の都道府県については、特に申し出の無い限り、従来の観光庁リストに掲載されていた医療機関が今回の「医療機関リスト」に掲載されています。

# 外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト

患者や医療機関等の利便性や行政サービス向上のために、外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめ、全ての居住権において外国人患者が安心して受診できる体制を整備することを目的としています。

外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト  
(医療機関リスト) の主なポイント

- 1 都道府県による外国人患者を受け入れ拠点的な医療機関の選出
- 2 リストの一元化
- 3 都道府県による医療機関リストの更新 (各医療機関の適格性の確認)

同一のリストを掲載※観光庁では日本政府観光局 (JNTO) のHPにて多言語で公開



外国人患者への診療に協力する  
意志がある医療機関

- 1 都道府県による外国人患者を受け入れる  
拠点的な医療機関の選出

地域の医療体制を考慮した上で、都道府県によって  
選出された医療機関の選出  
カテゴリー-1：入院を要する救急患者に対応可能な  
カテゴリー-2：外国人患者を受入可能な医療機関

## 2 リストの一元化

- 3 都道府県による  
医療機関リストの更新

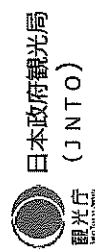
外国人患者への診療に協力する意志がある医療  
機関のうち、実際にアクセス可能かどうかなど、適  
格性について検討し、不適格な医療機関は削除

脚注：

- 1) 医療機関リストに掲載されていない医療機関における外国人患者の診療を妨げるもの・抑制するものではない。
- 2) 医療機関リストに掲載されている医療機関は、外国から診療目的で来日する外国人患者を受け入れる医療機関のリストではない。

<今後の政府HPにおける公開スケジュール>

2019年

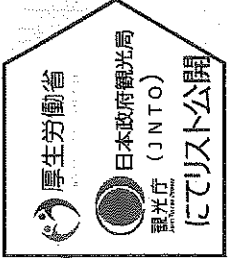


ラグビーワールドカップ開催地等を含む医療圏・訪日外国人旅行者の多い医療圏など  
訪日外国人旅行者受入れ可能な医療機関リスト

5月末



6月以降



9月末



10月以降



外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト (医療機関リスト)

# 訪日外国人旅行者等に対する医療の提供

掲載日：2019年7月22日

## 外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル

厚生労働省が、平成30年度に設置・開催した「訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会」の取組の中で、取りまとめられた「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル」について、平成31年4月11日付けで、厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室長から各都道府県衛生主管部（局）長あて発出されています。

■「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル」の周知について（依頼）（PDF：115KB）

■外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル（PDF：4,138KB）

## 医療機関で使用する外国人向け多言語説明資料について（参考）

厚生労働省のホームページから、医療機関において、外国人患者の対応時に必要となる各種医療文書（診療・入院申込書、問診票、同意書、診療情報提供書、概算医療費、医療費請求書・領収書など）が5か国語（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語）にて作成されておりますので、活用をご検討ください。

（資料の特徴・使用上の注意）

- ・全文書に日本語が併記されていること
- ・医療機関の用途に応じた使用ができるよう、加工・編集が可能なワード版があること
- ・各医療機関の責任において使用するものであること

■医療機関で使用する外国人向け多言語説明資料 一覧

## 「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出（募集）について

「訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会」では、患者や医療機関等の利便性や、行政サービスの向上を図るため、外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめ、2次医療圏ごとに「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を選出することについて議論されていましたが、この議論を経て、平成31年3月26日付けで厚生労働省と観光庁から都道府県あて「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出及び受入体制に係る情報の取りまとめについて依頼がありました。

つきましては、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出を意向する医療機関におかれましては、下記1の要件を満たし、下記2の選出（募集）に際しての留意事項について承諾をいただける場合には、下記3の提出書類をご提出いただきますようお願いいたします。

なお、令和元年6月7日（金曜日）を締め切り期限としていた今年度第1回目の選出医療機関について、下記の厚生労働省ホームページに公表されています。（外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関とそれ以外の医療機関（訪日外国人旅行者受入れ医療機関（観光庁リスト））の医療機関情報が都道府県別に掲載されています。）

■平成31年3月26日付け国通知：「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出及び受入体制に係る情報の取りまとめについて（依頼）（PDF：322KB）

■厚生労働省ホームページ（「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」）

### 1 選出（募集）要件

【選出（募集）区分1】：外国人患者で入院を要する救急患者に対応可能な医療機関

次の(1)、(2)、(3)の要件を満たす医療機関が対象です。

(1)保険医療機関の指定を受けていること

(2)二次以上の救急医療機関※に指定されていること

※救命救急センター、地域医療支援病院、救急病院・診療所、病院群輪番制参加病院

(3)少なくとも英語による診療が可能であること（通常診療時間内に、医師が直接英語で診察、または、日英通訳者を介した診療が可能であること）

【選出（募集）区分2】：外国人患者を受け入れ可能な医療機関（診療所・歯科診療所を含む）

次の(1)、(2)、(3)の要件を満たす医療機関が対象です。

(1)保険医療機関の指定を受けていること

(2)原則、二次以上の救急医療機関に指定されていないこと※

※救急医療の機能分化の観点から、二次以上の救急医療機関は選出区分1での選出が望ましいこと。

(3)少なくとも英語による診療が可能であること（通常診療時間内に、医師が直接英語で診察、または、日英通訳者を介した診療が可能であること）

なお、次に記載する項目は、必須要件ではありませんが、訪日外国人旅行者患者及び在留外国人患者が安心して受診できる体制を確保するための「望ましい要件」として設定します。※

※「望ましい要件」に該当しなくても選出（手上げ）は可能です。

【望ましい要件】

○上記、選出区分1の(3)、選出区分2の(3)において、対応可能な外国語が2か国語以上であること（例：英語＋中国語、英語＋韓国語など）

○キャッシュレス決済が可能であること（クレジットカード、スマートフォン決済など）

## 2 選出（募集）に際しての留意事項について

次に記載する内容にご留意のうえ、選出をご検討ください。

○厚生労働省では、選出を意向する医療機関から県あて提出された書類に記載の医療機関の基本情報や訪日外国人旅行者等の患者を受け入れる診療体制等の情報について、観光庁と情報共有したうえで、厚生労働省と観光庁（日本政府観光局（JNTO））等のウェブサイトにおいて医療機関情報を公開する予定であること。また、厚生労働省と観光庁は、医療機関から提出された医療機関情報を定期的に更新していく予定であること。

○今回の選出（募集）にて、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」に登録された後、登録を辞退する場合は、受入体制に係る情報を取りまとめている本県に速やかに連絡していただく必要があること。

○ご提出いただいた書類に記載の医療機関情報は、訪日外国人旅行者や在留外国人への利便性を考え、政府や日本政府観光局（JNTO）のみならず、自治体や民間の事業者も必要としていと考えられることから、厚生労働省の方針として、医療機関からの特段の申し出がない限り、当該医療機関情報は、自治体や民間事業者にも提供する予定であること。

○その他、留意事項の詳細は、平成31年3月26日付け国通知「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出及び受入体制に係る情報の取りまとめについて（依頼）」の別紙「作業要項」3ページに記載の「(4) 今後の政府の方針」、8ページに記載の「7.留意事項」に記載されておりますので、ご確認ください。

## 3 選出（募集）の手続きについて

「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出を意向する場合は、次に掲げる書類、提出方法に従って本県あてご提出をお願いします。

(1) 提出書類

○別紙2別添1「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」選出意向区分票

○別紙2別添2 回答票

別紙2別添1・2エクセル様式（エクセル：58KB）

## (2) 提出先 (回答先)

神奈川県健康医療局保健医療部医療課 医療整備グループ あて

別紙2別添1に記載のメールアドレスにて上記2点の提出物を提出 (回答) してください。また、メールの回答に際しては、次の標題 (タイトル) を記載し送付してください。

「 (回答) 外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関の選出について」

## (3) 提出 (回答) 期限

令和元年9月17日 (火曜日)

## 4 問合せ先

神奈川県健康医療局保健医療部医療課 医療整備グループ

電話 045-210-4874 (直通)

## 国の検討部会の開催・検討状況

厚生労働省が、平成30年度に設置・開催した「訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会」の開催、検討状況は、次の厚生労働省のホームページから閲覧できます。

[厚生労働省ホームページ](#)

お問い合わせ

お問い合わせ

## このページに関するお問い合わせ先

健康医療局 保健医療部医療課

健康医療局保健医療部医療課へのお問い合わせフォーム

医療整備グループ

電話：045-210-4874

内線：4874

ファクシミリ：045-210-8856

このページの所管所属は健康医療局 保健医療部医療課です。



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。